

知内町空家等除却支援事業 概要

1.趣旨

町内に存在する老朽化が著しく周辺的生活環境や地域に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのある空家等の除却促進を図り、地域住民の安全安心を確保することを目的に空家等の除却に対して支援

2.補助対象空家等

- (1) 町内に存するもので、個人所有の建物であること
- (2) 住宅及び倉庫、物置、車庫等で固定資産税課税台帳に搭載されているもの
- (3) 概ね1年以上居住がない又はその他の使用実績がないこと
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと（抵当権、賃借権等）
- (5) 公共工事等の移転補償対象になっていないこと

3.補助対象者

- (1) 補助対象空家等の所有者等で個人である者（相続人及び代理人も含む）
- (2) 補助対象者が属する世帯全員が町税等の滞納がない者
- (3) 補助対象者が空家法において、勧告を受けていない者
- (4) 補助対象者が属する世帯全員が知内町暴力団排除条例（平成25年6月27日条例第23号）第2条第1号又は第2号及び第3号に規定する者ではない者
- (5) 補助対象者が属する世帯全員が過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者

4.補助事業内容

- (1) 申請建物全てを除却すること
- (2) 自ら建て替え目的の除却でないこと（除却後平成33年度中までは申請敷地内での自らが使用する建物の建設を禁止）
- (3) 解体工事を行う資格をもっている町内業者が除却すること
- (4) 申請年度の12月末日までに事業が完了するもの

5.補助対象経費

- (1) 空家等の除却に要する経費

【補助対象外】

- (1) 立木や家財道具等の処分に要する経費

6.補助額

複数棟の除却申請をする場合は、補助申請者が属する世帯において、1回補助額60万円を上限とし、建物用途別の補助額は下記の通りとする

- (1) 住宅 -事業費の1/2 上限60万円 下限10万円
- (2) その他（物置等）-事業費の1/2 上限20万円 下限10万円